

令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

令和4年度ESG債発行に係る外部評価業務委託

2 委託業務の目的

埼玉県では、「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」(令和4年度～令和8年度)の施策・取組を着実に推進するため、ESG債を発行する予定である。

そこで、ESG債の発行に当たり、埼玉県が作成したフレームワークについて外部機関による客観的な評価を取得する。

3 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

4 委託業務の概要

埼玉県が作成したフレームワークが、国際資本市場協会(ICMA)が定めるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなど一般的にスタンダードとして認められている原則に適合しているかについて外部評価を行う。ただし、業務の実施にあたっては、下記の事項に留意すること。

(1) 埼玉県では、「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」(令和4年度～令和8年度)(※)の施策・取組を資金使途とし、計画期間中、本業務により外部評価を取得したフレームワークに基づき、グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドを継続して発行することを想定していること。

(※) 埼玉県5か年計画の内容は、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/5-keikaku/04-index.html>

(2) 環境省の補助金「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」又は「地域環境保全対策費補助金」の活用を前提としていること。

5 成果品の提出

(1) 提出物

埼玉県が作成したフレームワークに係る外部評価書の電子データ(PDF形式)

(2) 提出期限

県と協議の上、別途定める。

6 留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行に当たり、埼玉県及び主幹事証券会社と連携を密にしなければならない。
- (2) 埼玉県との協議や提出物等において使用する言語は原則として日本語とすること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に埼玉県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、埼玉県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (5) 受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 本業務に係る経費は原則として受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して、決定する。